

消防予第 149 号
平成 31 年 4 月 22 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

文化財建造物における防火安全指導の実施について（通知）

平成 31 年 4 月 15 日、フランスのパリにおいて、ユネスコの世界文化遺産に登録されているノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生し、現在、当局により原因究明が行われているところです。

消防機関におかれましては、文化財建造物に対する立入検査、消防訓練時の訓練指導等を定期的に実施することにより防火安全性の確保を図っていただいているところですが、本火災の発生を踏まえ、特に工事、イベント等の際の出火防止対策、消防用設備等の適切な維持管理、火災時の初動体制の再確認に万全を期すよう、引き続き文化財建造物の関係者への御指導をお願いします。

なお、文化庁より、別添のとおり通知が発出されているところであり、文化財部局とも連携を図りながら文化財建造物の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

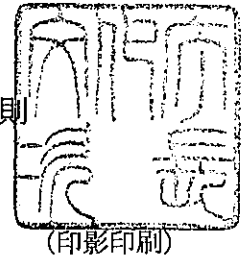
なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当 消防庁予防課予防係 島村、吉田 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

31文庁第159号
平成31年4月22日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿
関係独立行政法人の長 殿
大学共同利用機関の長 殿

文化庁次長
村田善則



文化財の防火対策等について（通知）

4月15日にフランス・パリのノートルダム大聖堂において火災が発生しました。この火災に関連して、17日に文化庁長官より「国宝・重要文化財の防火対策等について」（別添1）を発表し、全国の国宝・重要文化財の防火対策等について徹底をお願いしたところです。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて、適切な管理が不可欠です。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれましては、これまでも文化財の防火対策等について各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、文化財部局と消防部局等が連携を図りながら、下記の事項に御留意の上、文化財の防火等に関し、引き続き所有者、管理者への御指導をお願いします。

こうしたことから、このたび文化庁は、国宝・重要文化財の管理状況等の現状を改めて把握し、関係者の皆様に確認・点検していただくための緊急状況調査等を実施させていただくこととしました。この緊急状況調査等については、別添2に基づき御回答いただきますようお願いいたします。

関係各位におかれましては、これまで以上に防火対策等に一層の推進を図られますよう重ねてお願い申し上げます。大型連休を控え観光客等が多く訪問されることが見込まれる国宝・重要文化財建造物や博物館等の関係者は、特に、御留意願います。

なお、消防庁より別添3のとおり通知が発出されているところであり、関係各位におかれましては、引き続き地元消防関係者との連携を図りながら文化財建造物の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いいたします。

記

- 1 日頃から、地元消防、警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
- 2 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないように管理を徹底すること。
- 3 修理現場においては、工事中の防火管理を徹底すること。
- 4 建造物の特性や周辺状況、通常の管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、建造物の周辺における火気管理を徹底すること。
- 5 文化財収蔵施設等の周辺状況や管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、文化財収蔵施設等の周辺における火気管理を徹底すること。
- 6 火災発生時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、防火設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防火訓練の実施を徹底すること。

国宝・重要文化財の防火対策等について

今般、フランスパリのノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生し、世界的に貴重な文化遺産が焼損しました。このことについて、大変残念に思うとともに、フランス政府と国民の皆様に対し、謹んでお見舞いを申し上げます。

文化財は、火災等により滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産です。

また、我が国においても、昭和24年1月に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂で火災が発生し、貴重な壁画が焼損したことから、火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、これを契機として翌昭和25年に文化財保護法が制定されたことを忘れてはいけません。

これまでも、関係各位におかれましては、文化財の防火対策等について各種取組の実施にご尽力いただき、文化財の適切な管理を図るため、格段のご努力をいただいていたところですが、改めてこれまで以上の防火対策等の徹底をお願いします。

文化庁としては、これに関連して、できるだけ速やかに、重要文化財建造物や重要文化財を保管する博物館等の防火対策等について、緊急に調査を依頼させていただきたいと思っております。また、改めて、防火対策の徹底等に当たっての留意事項等もお伝えしたいと思っております。

文化庁としましては、我が国の貴重な文化財の保護に万全を期してまいりますので、ご協力方よろしく申し上げます。

平成31年4月17日

文化庁長官

宮田亮平

緊急状況調査等について

1. 趣旨

我が国の国宝・重要文化財（以下、「重要文化財」という。）の防火対策の現状等について、文化庁において緊急的及び基礎的な状況を把握するために実施する調査です。

2. 調査方法

① 世界文化遺産の構成資産である重要文化財（建造物）

i) 調査対象者等

ア 調査対象者：世界文化遺産の構成資産である重要文化財（建造物）の所有者

イ 調査対象物：別紙1-1に示す重要文化財（建造物）

ウ 点検票（世界文化遺産）：別紙1-2

エ 集計表（世界文化遺産）：別紙1-3

オ 防災設備等設置状況一覧（建造物）：参考資料

カ 照会の流れ：文化庁→都道府県→市町村→所有者

キ 回収の流れ：所有者による回答→市町村→都道府県による集計（※1）→文化庁

※1 別紙1-3の作業手順シートを参照

ii) 提出期限 平成31年4月24日（水）必着

iii) 提出方法及び提出先

点検票（世界文化遺産）：電子媒体 メールアドレス：shigen@mext.go.jp

集計表（世界文化遺産）：電子媒体 メールアドレス：shigen@mext.go.jp

② 重要文化財（建造物）

i) 調査対象者等

ア 調査対象者：重要文化財（建造物）の所有者

イ 調査対象物：別紙1-1に示す重要文化財（建造物）

ウ 調査票（建造物）：別紙1-4

エ 集計表（建造物）：別紙1-5

オ 防災設備等設置状況一覧（重要文化財（建造物））：参考資料

カ 照会の流れ：文化庁→都道府県→市町村→所有者

キ 回収の流れ：所有者による回答→市町村→都道府県による集計（※1）→文化庁

※1 別紙1-4の作業手順シートを参照

※2 別紙1-1、参考資料は、「① 世界文化遺産の構成資産である重要文化財（建造物）」の配布物と同じものです。

ii) 提出期限 平成31年6月21日(金) 必着

iii) 提出方法及び提出先

- ア 調査票(建造物) : 紙媒体 文化庁文化資源活用課総務係 宛
電子媒体 メールアドレス : shigen@mext.go.jp
- イ 集計表(建造物) : 電子媒体 メールアドレス : shigen@mext.go.jp

③ 重要文化財を保管する博物館等

i) 調査対象者等

- ア 調査対象者 : 博物館、美術館及び埋蔵文化財センター等
- イ 調査対象施設 : 別紙2-1 (※) に示す重要文化財(美術工芸品)を保管する施設
※ 別途お送りする予定です(4月22日(月)中を予定)。
- ウ 調査票(博物館等) : 別紙2-2
- エ 照会の流れ : 文化庁→都道府県→(必要に応じて市町村を経由して)各施設
- オ 回収の流れ : 各施設による回答→(必要に応じて市町村を経由して)都道府県→文化庁
※ 都道府県で集計を行っていただく必要はありません。
※ 国・独立行政法人の施設は文化庁まで直接回答をお願いします。

ii) 提出期限 平成31年6月21日(金) 必着

iii) 提出方法及び提出先

- 調査票 : 郵送又はF a x、メールのいずれか
郵送 文化庁文化財第一課調査係 宛
F a x : 0 3 - 6 7 3 4 - 3 8 2 1
メールアドレス : bunkazail@mext.go.jp

3. 本件に関する問い合わせ先

- 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
- 03-5253-4111 (代表)
- 重要文化財(建造物) : 文化資源活用課整備活用部門(2798)
- 重要文化財を保管する博物館等 : 文化財第一課調査係(3154)
- 総 括 : 文化資源活用課総務係(2871)